

平成28年度鳥取県農業農村担い手育成機構 事業計画

I 組織運営について

1. 基本方針

- (1) 担い手育成の専門機関として蓄積したスキルを活用しながら、新規就農者の確保・育成の就農支援業務の充実を図るとともに、農地中間管理事業等との一体的な運営を進める。
- (2) 県から農地中間管理機構の指定を受けた法人として、多様な農業者による地域の農地基盤の維持と、将来を展望し得る担い手の育成を目的に、公募の地区毎に応募の担い手への農地の集積を図ることとし、農地中間管理事業を着実に推進する。

2. 組織体制の整備

- (1) 農地中間管理事業実施に向け、県が積み立てた鳥取県農業構造改革支援基金を財源に、体制を充実強化して事業を実施する。
- (2) 引き続き県からの3名の派遣を受けて、各地域と担い手農家のニーズに対し、主体的かつ機動的に対応する。
- (3) 西部担当の農地業務調整員、推進員に代わり農地業務参与2名(常勤)を配置し体制の強化を図る。
- (4) 機構業務は、市町村・農業公社・JAへ委託することとし、引き続き中部と西部に現地駐在員を配置するとともに、土地改良事業に関する相談対応を土地改良事業団体連合会に委託する。

II 担い手育成に関すること

1. 基本的な方針

農業の担い手の健全な自立と意識の改革を助長し、グループ活動による切磋琢磨を推進して事業主としての経営の発展を推進する。

即ち、補助金による誘導ではなく、教育的手法による育成に主眼を置く

- (1) 就農相談、各種研修等担い手育成業務全般において、農地中間管理事業との一体的運営を意識した業務展開に改める。
- (2) 新規就農者の定着、営農の発展過程のサポートを総合的に実施する専門機関として、これまで培ったノウハウを維持しつつ、各市町村における担い手育成方針とタイアップし、地域農業の将来設計図である「人・農地プラン」を踏まえた活動展開を図る。
- (3) 難易度の高い担い手支援業務に共に携わる市町村、JA、農業改良普及所、農業大学校等の関係機関との連携と情報共有に努めるとともに、県全体の担い手支援スキルのボトムアップを主導する役割を担う。
- (4) 指導農業士は、優れた技術と経営ノウハウを有し、各地域で農業農村の振興、新規就農者の育成等の面で指導的役割を果たしていることから、機構業務との連携を強化し、県関係機関との認識の共有化を一層進める。

2. 全国の優秀事例に学び、鳥取県の新体制の推進に寄与する

農業の担い手の育成及び新規就農者の育成確保の取組みについて、全国の優良事例に学び、鳥取県における担い手育成研究会等を開催し、関係機関との課題の共有化を図りつつ、取組みをすすめる。

- (1) 全国農業担い手サミットへの参加
- (2) 全国優良事例の学習と全国レベルの研究会への出席
- (3) 新体制の企画
 - ①自衛隊をターゲットとした就農相談体制
 - ②産地からの提案に基づいた誘致型の就農相談体制
 - ③果樹産地の新規就農者育成事例の確立
- (4) JA担い手センター構想との連携
- (5) 再生協議会における人・農地問題の検討の活発化

(6) 難易度の高い担い手支援業務のスキルアップ

① 担い手育成研究会【予算額 340 千円(機構単独)】

ア 担い手支援における現場の課題を共有しつつ、難易度の高い業務への対応能力向上を図るため、熱意ある関係機関有志を対象に「農業農村担い手育成研修会」を開催する。

イ H28年度は、教育研修機関での専業農家の後継者育成が基軸という認識のもと、倉吉農業高校をメイン会場として開催する。

② カウンセリングスキルの習得【予算額 150 千円(機構単独)】

特殊事情を抱えるアグリスタート研修生、就農相談者等に対し適切に対応するにあたり、カウンセリングのノウハウを習得するために、職員研修として実施する。

市町村等関係機関職員も参集範囲として開催することとする。

3. 担い手の学習とグループ活動の助長

(1) 青年農業者等研究活動支援事業 【予算額 600 千円(機構単独)】

青年が経営における課題を解決するため、自主的に行う研究活動に要する経費を助成する。

- ア 対象者:申請に基づいて審査会により決定(就農後5年以内の者を公募)
- イ 助成者数:年間12名
- ウ 助成金額:5万円/人
- エ その他:助成を受けた者は、農村青年冬のつどいにおける成果報告を実施

(2) 農村青年会議活動促進事業 【予算額 350 千円(機構単独)】

農村青年会議が行う青年農業者の資質向上及び会員相互の連携と団結を図るための活動に対し助成し、青年農業者の農業に対する自信と希望を培う。

事業実施主体	農村青年会議等	
事業内容	補助率	上限額
ア 農業青年のつどいの開催 イ 研修会の開催	定額	1 鳥取県農村青年会議連絡協議会 150千円 2 地区農村青年会議連絡協議会 (中部農村青年連合・米子地区農村青年会議連絡協議会) 100千円×2地区

(3) 新規就農者グループ活動促進事業 【予算額 400 千円(機構単独)】

アグリスタート研修を終了した研修生等、新規に就農した者がグループを形成し、就農後の情報交換や資質の向上を図る活動等に対して、一定の期間、定額の活動費を助成する。

- ア 対象グループ:申請に基づいて決定
- イ 助成グループ数:年間8グループ
- ウ 助成の金額:5万円/1グループ
- エ その他:会合には原則として機構の職員が出席し、グループ員の状況を把握するとともに、継続的な指導に資するものとする。

(4) 指導農業士との連携事業 【予算額 50 千円(機構単独)】

<具体的な連携事業>

- ① アグリスタート研修生をはじめ、新規就農者が地域の中で支えられて農業に取り組んでいける仕組みづくりに向けて、指導、協力を依頼する。
- ② 農業士連絡協議会の活動助成を実施する(助成額:50 千円)。

(5) 担い手グループとの連絡調整活動 【予算額 70 千円(機構単独)】

鳥取県稲作経営者会議、鳥取県農業法人協会等の活動に参加し、担い手農家の個別の現状やニーズを把握して業務の推進につなげるとともに、情報提供等を行い担い手の支援に資する。

4. 営農の定着と発展への支援

(1) 初期営農農機具等支援事業 【予算額 5,350 千円(機構単独)】

- ① アグリスタート研修生等の就農時における負担軽減と、営農開始初期の不安定な経営を直接するサポートすることを目的に、中古農業機械・施設等を譲り受け、希望者へ譲渡又は貸与する。
- ② トラクターについては、新規就農者が個人導入する際、経営規模が利用規模の目安・下限面積に達しない場合も多く、実質的に導入が難しい。そのため、機構保有の状態で必要な時期に希望者に貸与することを原則とし、H27 からの3年間、計画的に中古トラクターの購入・配備を進めていくこととする。

<対象とする機械・施設等>

- ア 動力を有する農機具等(トラクター、管理機、コンプレッサー、動力噴霧器、草刈機 等)
- イ 農業用施設(パイプハウス、ユニットハウス 等)
- ウ 農具備品類(育苗トレー、鍬、鎌 等)

<取扱実績>

単位:千円

区分	平成 26 年度				平成 27 年度				年度末保有数	
	買入		売渡		買入れ		売渡			
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
パイプハウス	22 棟	4,126	16 棟	5,980	2 棟	2,880	6 棟	4,757	2 棟	1,150
トラクター	3 台	752	0 台	0	4 台	2,380	1 台	1,700	6 台	1,432
管理機					4 台	0	0	0	4 台	0
その他	5 台	0	5 台	0					0 台	0

<H28 取扱予定>

機械・施設名	台数・棟数	買取価格(円)	修繕・点検等経費(円)	売渡価格(円)
パイプハウス	6.0m×50m 3 棟	600,000	3,000,000	3,600,000
トラクター	20ps 5 台	2,000,000	250,000	—
管理機	5 台	500,000	100,000	600,000
合計		3,100,000	3,350,000	4,200,000

H28 予算額:H28 売渡価格合計(4,200,000 円)+H27 年度末保有分の売渡価格(1,150,000)=5,350,000 円

(2) 機構保有地活用研修事業 【予算額 0 千円(機構単独)】

機構が農地中間管理事業で借入れ、又は特例事業で買入れた農地等を活用して、アグリスタート研修生の実践的な研修を行い、研修生の就農と自立を支援する。

- ア 研修生が研修後に就農を予定する農地について、あらかじめ機構が中間管理権を取得するか、研修生自らが利用権の設定を受け、研修期間中に当該農地を利用し、施肥、耕耘、定植、防除等の作業を研修の一環として行う。
- イ 研修に必要な種苗代、薬剤費、肥料費、施設・機械の借入料、労賃等の生産経費は機構が負担(立替)する。
- ウ 研修終了後(就農時)に、研修生の負担により精算する。

<H28年度実施計画>

研修生	作目・面積 (a)	生産費 (千円)
仲田 洋平	梨 11a	50
8 期追加研修生分 計		50
9 期生 1 名想定	梨 20a	300
9 期研修生分 計		300
合 計		350

(3) 就農支援資金事業

① 就農支援資金償還免除事業 【予算額 497 千円(県 10/10)】

平成21年度までに就農支援資金(うち研修資金のみ)を借受け、一定期間就農した者の償還金を猶予及び免除する。

○ 事業対象者 猶予対象者17名、免除対象者24名

区分	支払を猶予する額	対象者 (人)	金額 (千円)
H15年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の8割相当額	1	48
H16年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の7割相当額	1	42
H17年度から平成19年度までに借り受けた研修資金	研修目的に使用した経費(宿泊先の確保が必要な場合は、宿泊経費(食事代は除く)を含む。)とし、上限は次のとおりとする。 1 鳥取県就農促進方針第3の4(1)から(3)までにおける研修にあつては10万円に研修月数を乗じた額を10で除した額 2 改良普及員等による指導研修にあつては、借入額の2分の1の額を10で除した額	8	347
H20年度からH21年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の5割相当額	2	60
計		(延べ)12	497

② 既貸付債権の管理

営農中止し、就農支援資金の返済を請求しているものが4件あり、各々の事情で償還の延滞が続いている。また、延滞が続いている人であっても、一生懸命頑張っている人については支援を求める声が上がっている。

(整理方針)

- 県経営支援課、信連、JA、信用保証協会等関係機関での打合せを早急に開催する。
- 個々の経過を踏まえた上で、現在の状況を確認、共有して、個別の対応方針を検討する。
- 債務者の状況等により返済が見込めない案件については、債権放棄の手続きも検討する。

5. 新規就農の促進

(1) 就農相談活動 【 予算額 農地・担い手業務推進受託費へ計上 】

新規就農者の確保・育成のため、就農希望者が円滑に就農できるよう相談窓口を設置し、就農情報や研修機会の情報提供を行う。

① 就農啓発相談会の開催

ア 就農相談員2名を設置し、就農に向けた準備の進め方、経営品目選定のアドバイスのほか、視察研修への参加、農大や各種研修への参加等の進路を指導する等、就農相談活動を実施する。

	県内		県外		合計		27年度 実施
		うち②		うち②		うち②	
相談会開催計画	10回	3回	10回	3回	20回	6回	19回
相談・指導人員見積	130人	30人	150人	30人	280人	60人	217人

イ 産地の後継者育成を具体的に想定し、定着支援への体制が確保できる地域からの提案に基づき、新規就農者を募る提案型相談会を実施する。

＜募集方法の具体案＞

- 機構ホームページでの情報発信
- 県外相談会(IJU 相談会等)での募集説明会開催

② プレ視察研修・体験の推進

ア 就農情報の発信

- (ア)情報誌等への就農情報の掲載及びチラシの作成
- (イ)就農支援PRパンフレット、新規就農事例集の作成

イ 農業視察研修会の開催

就農希望者を対象に県内農家への農場視察を実施(県委託事業により年2回開催)

- ・東中部、西部で各1回ずつ
- ・マイクロバス使用
- ・参加人数:1回当たり20名
- ・3~5農場を視察
- ・実費を徴収

(2) 鳥取へIJU!アグリスタート研修事業 【 予算額 22,957 千円 (県 10/10) 】

① アグリチャレンジ研修との連携

○アグリスタート研修生はアグリチャレンジ研修中についても研修状況を把握しておく必要があること、アグリスタート研修の採用が未定の状況でのアグリチャレンジ研修の受講は応募者にとってリスクが高いことから、原則、アグリスタート研修生の採用面接後にアグリチャレンジ研修を受講し、アグリスタート研修を開始するよう見直し。

○アグリチャレンジ研修の研修内容、研修状況等について、農業大学校との連携を密にとり実施する

② 研修生個々の状況に応じた研修の実施

○県外から移住しての就農を希望する者を農業研修生として機構が雇用し、先進農家を受入先とした実践技術、経営ノウハウ習得のための「実地研修」を行い、新規就農者の早期育成・定着を図る。

ア 研修生個々の就農地の状況、環境等を踏まえたオーダーメイドの研修運営を進める。

イ 平成 26 年 10 月に大山町が独自に創設したアグリマイスター制度、農業大学校の新たな研修制度とも連携した研修運営を進める。

ウ 研修生の就農地確保については、受入農家や地域の情報も活用しながら、機構が主体的に調整を行い、農地中間管理事業による権利設定を行うことを原則とし、研修生は機構が実施する借受希望者の公募に応募する。

<平成28年4月1日～平成29年3月31日の研修計画>

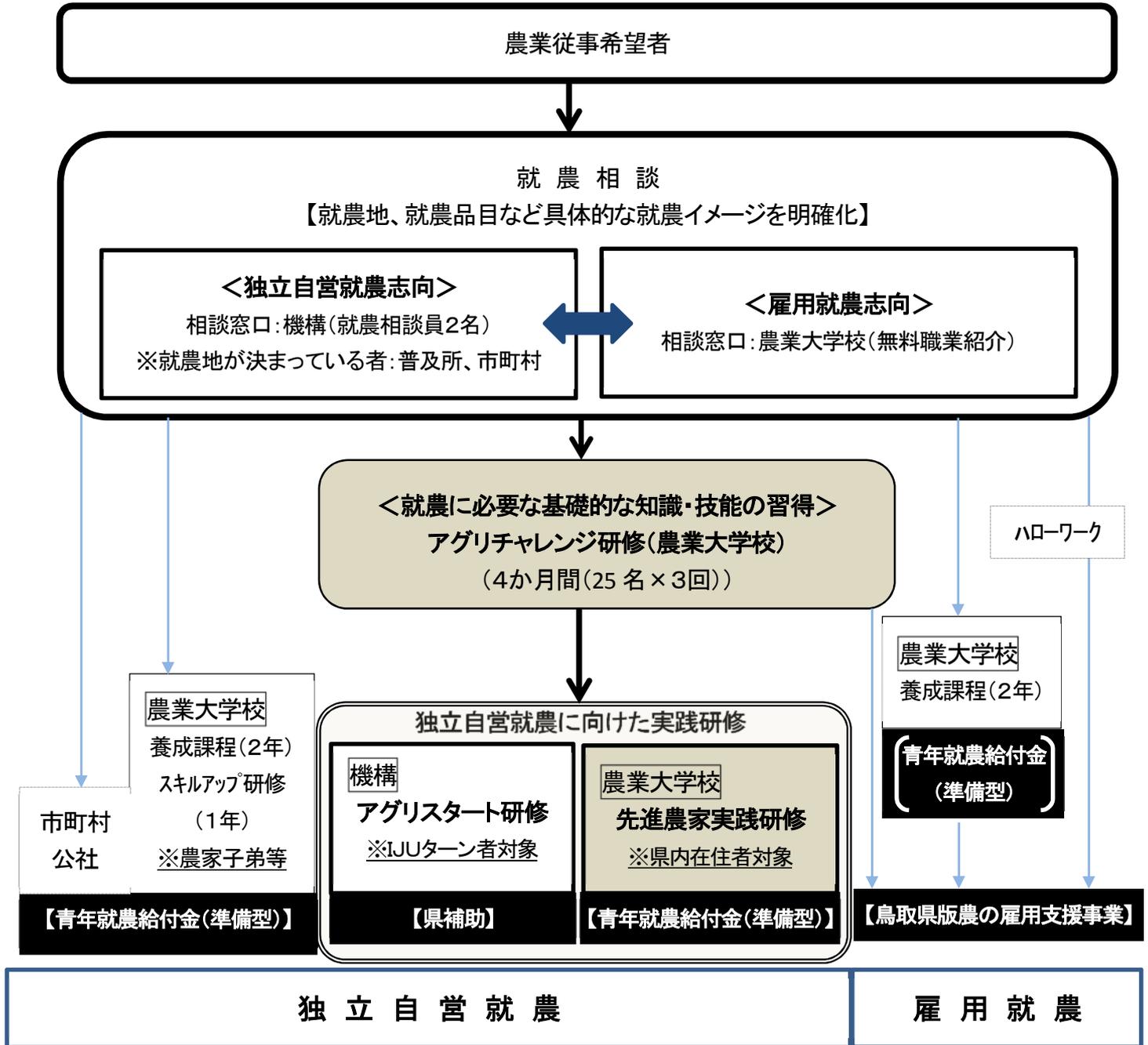
研修期		研修生枠	研修期間	H28年度 研修月数
第8期生	追加研修	1名	H28年2月～9月(1名)	6ヶ月
第9期生	トライアル研修	4名	H28年2月～6月	3ヶ月
	本格研修	4名	H28年7月～H29年1月	7ヶ月
	追加研修	3名	H29年2月～H30年1月(最長)	2ヶ月
第10期生	トライアル研修	20名	H29年2月～6月	2ヶ月

※独立就農者数(累計)の見込み

	H28年2月 (8期終了時)	H29年2月 (9期終了時)	H30年2月 (10期終了時)
研修修了者	101名	105名	125名
うち独立就農者	75名	79名	99名

No.	項目	内 容	予算額
1	研修生への手当て	研修生雇用支援事業 <1人当りの事業費> ア 給 与 122,000 円/月 イ 住居手当等(上限) 33,000 円/月 ウ 労働保険、社会保険 26,477 円/月	19,152 千円 (県 10/10)
2	受入の農場研修指導員の設置	研修指導員設置事業 先進農家等の受入先に「研修指導員」を設置し、農業研修生の農業技術習得のための体制を整える。 受入農場研修指導員への謝金 定額 40,000 円/人/月 受入農家間の情報交換・カリキュラムの平準化を推進する。	3,680 千円 (県 10/10)
3	農大研修の実施	農業大学校サポート研修費助成事業 独立して就農、生活していくために必要な知識、ノウハウを得るための集合研修(各受入農場での実践研修の補完)を実施する。 ア ウォーミングアップ研修(2泊3日) 受入農家での実践研修開始前に、研修・就農に向けた心構えの確認、農業の基礎知識習得を目的に実施 イ アグリスタートサポート研修(3回(1泊2日)) アグリスタート研修生だけでなく、市町村公社が実施する農業研修制度の研修生も参集し実施 <主なカリキュラム案> ・農地確保の進め方 ・経営計画の立て方 ・経営者セミナー(目標とすべき先輩農家による講話) ・食事と健康 ウ 大型農業機械研修(講習:5日間、検定)	125 千円 (県 10/10)
合 計			22,957 千円

4	研修推進員の設置	機構に研修推進員2名を配置し、研修生に寄り添いながら研修の課題解決、関係機関とのコーディネートを実施する。 ア 受入農家、関係機関との調整 イ 研修実施上の課題把握 ウ 研修カリキュラム全体の企画立案 エ 集合研修の運営	農地・担い手業務推進受託費へ計上
---	----------	--	------------------



独立自営就農

雇用就農

(3) 鎌、鋏等技能の基礎研修 【予算額 30 千円(機構単独)】

農作業のために必須となる技能の訓練を行う。

8 期修了生、9 期生合同での開催とし、8 期生の実体験を 9 期生へ伝えることで研修への意識づけを行うと共に、8 期生の習熟度合の確認を行う。

- ア 年1回(実施場所は農試・農大・園試・弓浜分場などから選定)
- イ 技能の例
 - i) 雑草対策の基礎
 - ii) 鎌の研ぎ方・使い方 ・畝立の実習 ・ロープの結び方
 - iii) 草刈機の保守・点検・安全な使い方等

(4) 青年就農給付金(準備型)給付業務 【予算額 41,607 千円(国 10/10)】

- ① 県が認める研修機関(農地利用集積円滑化団体)又は農業大学校で研修を受ける農業研修生(就農予定が45歳未満に限る)に対し、機構が給付機関として、研修期間中年間150万円を最長2年間給付する。
- ② 給付事務及びフォローアップ業務、その他機構単独事業の事務補助員として、非常勤職員1名を設置する。
- ③ 農業大学校が新たに実施する「先進農家実践研修」を受ける者についても、本給付金の給付対象とする。
- ④ 研修生が、将来の目標として目指す経営内容、規模等を明確にイメージしながら研修に臨むことが重要であるが、現状ではそのイメージが不明確である場合が多い。就農エリアによっては、農地利用について他の担い手と緻密な調整が必須となることから、今後は研修機関も含め、中間管理事業の活用により、いかに経営発展を支えていくかの視点をもって業務を行う。

<これまでの給付実績と H28 給付計画>

	人数	金額(千円)	給付金返還の発生状況
H24 年度給付実績	16 名	23,375	1 名 1,375 千円(H26 返還)
H25 年度給付実績	18 名	21,125	1 名 1,375 千円(H26 返還)
H26 年度給付実績	15 名	19,750	-
H27 年度給付実績	17 名	24,000	-
うち 先進農家実践研修	- 名	-	-
H28 年度給付計画	28 名	40,500	-
うち 先進農家実践研修	7 名	10,500	-

◎青年就農給付金(準備型)の給付要件

≪給付額≫

150万円／年 [給付期間] 就農前の研修期間(最長2年間)

≪給付の対象≫

鳥取県が指定する研修機関又は鳥取県立農業大学校において、概ね1年以上の研修を受ける者

≪給付にあたっての主な要件≫

- ①原則として就農予定時の年齢が45歳未満の者
- ②研修終了後1年以内に独立就農、又は農業法人・農家に雇用され、一定期間営農を継続することが確実な者(※)
- ③常勤の雇用契約を締結していないこと(アグリスタート研修生は対象外)
- ④生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複需給でないこと

(※)給付金返還

- ア) 研修終了後1年以内に就農しなかった場合
研修終了後1年以内に独立・自営の営農開始、又は農業法人・農家との常勤雇用契約のいずれも行わなかった場合
- イ) 給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しなかった場合
- ウ) 適切な研修を行っていない場合

Ⅲ 農地業務に関すること

1. 基本的な方針

- (1) 担い手育成機構が実施する農地業務は、担い手の育成と地域の活性化のための手段として実施する。
- (2) 農地中間管理機構として県から指定を受け、県知事が策定する農地中間管理事業の推進に関する基本方針に従って事業を実施する。
- (3) 10年後の農業構造を展望し、担い手の経営の体質強化と担い手が利用する農地の集積割合を高めることを目指すが、多様な担い手の存続や地域政策のあり方に十分に配慮する。
- (4) 地域内の分散錯圖を整理し、作目別の団地化を進め、担い手の生産コストの削減のために農地集積と農地利用の集約化を図ることとし、地域の話し合いに基づき経営規模を縮小する農家等から農地を借入れ、場合によっては中間管理と条件整備を行いながら、地域農業の中心経営体などの担い手へ貸付ける業務を市町村や農業委員会、JA、県土連等へ委託し、関係機関と連携して実施する。
- (5) その際には公募に応じた担い手の意見要望を十分に聞き取り、担い手を支援することを最も重要なこととして事業を推進する。
- (6) 2年間の実績に基づき、各市町村での推進体制を更に明確にして事業を推進する。
- (7) 平成28年度からの農業委員会の改革に則して、農業委員会との連携をより一層強化する。
- (8) 土地改良事業との連携を強化するとともに、多面的支払いや土地改良区を単位とした話し合いとも連携を図ることとする。

2. 農地中間管理事業

(1) 農地中間管理事業業務費

【予算額 132,622 千円 (127,229 千円 国 7/10 ・県 3/10 、 5,393 千円 機構単独)】

ア 事業運営費 【予算額 49,740 千円(44,347 千円 国 7/10、県 3/10 、 5,393 千円 機構単独)】
機構本体が事業に取り組むための経費。

No.	項目	内容	予算額
1	人件費	本部職員及の人の人件費。(12名) (農地業務参与2名採用) ※非常勤職員2名退職	39,027 千円
2	事務費	○公募による借受け希望者の募集。 ○農用地利用配分計画の作成。 ○農業者及び農地のデータベースの管理及び賃料等の支払い業務。 ○広報DVDの作成。(3シリーズ作成) ○農地ナビを導入し権利調整に活用。	10,713 千円

イ 業務委託費 【予算額 70,382 千円(国 7/10、県 3/10)】(要望額 52,662 千円[17,720 千円残])

業務の一部を市町村等へ委託し、農業者との契約の調整及び交渉、利用配分計画案の作成等、関係者が連携し総力をあげて効率的かつ効果的に事業を実施する。

No.	委託先	内 容	現段階の要望額
1	JA鳥取中央 JA鳥取西部	機構の駐在員として4名。(中部1名、西部3名) ○担い手の意向の把握 ○機構の内部協議への参加 ○市町村等関係機関との打合せ	12,333 千円
2	各市町村等	○相談窓口を設置 ○借受け農地の詳細確認 ○出し手農家の調整、農地借受け手続き等	37,329 千円
3	水土里ネット	農地の基盤整備に関する調整	3,000 千円
合計			52,662 千円

ウ 借受農地管理等事業費 【予算額 12,500 千円 国 8.15/10、県 1.85/10】

- ①推進法 26 条会議や人農地プラン等の話し合いで、中間管理権の取得が必要な農地で、当面借り手のいない農地は、国と県の補助を受けて機構が管理を行う。
- ②平成 28 年度は過去の実績を考慮し 50ha について、中間保有し、その間の管理等を行う積算で予算が配分されている。

エ 基盤整備事業費 (耕作放棄地再生利用緊急対策及び農地耕作条件改善事業で対応)

【予算額 58,800 千円 耕作放棄地再生 30,600 千円、除礫 28,200 千円】

- ①大山町香取地区で、21 筆、15ha の耕作放棄地再生及び除礫を行い農地を整備。
- ②整備後は岡野農場Gが営農を行う。

区 分	事業内容	事業費	備 考
耕作放棄地再生	再生作業 15.3ha	30,600 千円	着手予定
耕作条件改善	除礫 整地 14.1ha	28,200 千円	H28 年 4 月 15 日 完了予定 H28 年 11 月 30 日

(2) 農地中間管理権取得計画

- ①国の積算に基づき、平成 28 年度は 1,090ha の借入れを計上。
- ②初年度公募に手上げのあった農家の意向を再度確認し、担い手の要望を再整理する。
- ③農地法、基盤法、中間管理法の市町村毎の集積状況を把握し、中間管理事業での 2 年間の実績に基づく公募区域毎の担い手の状況の分析を行い、集積目標を定め事業を推進する。
- ④また3つの法律の使い分けを整理し、中間管理事業では、市町村が行う推進法26条会議や人農地プランの話し合い及び土地改良区を単位とした話し合いによる農家の意見に基づく戦略的な案件に対応する。
- ⑤農業委員及び最適化推進員と連携し、具体的な業務内容を定め事業を行う。
- ⑥農地ナビを導入し、人と農地の情報を地図化して、担い手への利用調整に活用する。
- ⑦遊休農地の利用意向調査で、機構への貸出し希望のあった農地を 1 筆ごとに確認し、活用可能な農地を受け手に集積する。
- ⑧地域整備担当部局と調整を取り、土地改良を行う事で活用可能となる農地を受け手に集積する。

3. 特例事業

(1) 事業運営費

【予算額 2,537 千円(1,151 千円 国 6/10、県 4/10、300 千円 県単独補助、1,086 千円機構単独)】

No.	項目	内容	予算額
1	人件費	本部職員及の人件費。(2名)	1,167 千円
2	事務費	売買等の利用調整、現地確認、土地代金支払い等に必要の諸経費。	1,370 千円

(2) 買入・売渡事業

売買は、農業経営基盤強化促進法の特例事業として、農地中間管理事業と連携し実施する。

ア 国庫事業(全国協会の無利息融資資金で対応。)

認定農業者等担い手農家が売買により農地集積を行う場合の支援。

イ 単独事業(県信連より農地買入資金を借入れ対応。借入利息は農家負担。)

国庫事業に該当しない農家が、売買により農地集積を行う場合の支援。

区 分		件数	面積(ha)	土地代金 (千円)	備考	
国庫事業 (全国協会 借入資金)	買入	28 計画 (27 計画)	45 (10)	10.0 (5.0)	50,000 (15,000)	琴浦町森藤 5.6ha 39,200 千円。 その他は過去実績を基に積算。
	売渡	28 計画 (27 計画)	13 (13)	6.0 (6.4)	18,000 (18,600)	1. 買入計画を基に積算。 2. 保有農地の売渡し分 ①日野町(松本) 0.3ha 260 千円 ②倉吉市(数馬) 0.2ha 1,212 千円 ③琴浦町(川本) 0.2ha 1,252 千円
単独事業 (県信連借 入資金)	買入	28 計画 (27 計画)	10 (10)	3.0 (2.0)	15,000 (10,000)	数値は過去実績を基に積算。
	売渡	28 計画 (27 計画)	10 (10)	3.0 (2.0)	16,000 (10,000)	売渡金額は買入金額に1%の手数料と 保有期間の利息 1.7%/年を加えた額。
合計	買入	28 計画 (27 計画)	55 (20)	13.0 (7.0)	65,000 (25,000)	
	売渡	28 計画 (27 計画)	23 (23)	9.0 (8.4)	34,000 (28,600)	

※売渡し先が明確になった事案を取り扱うこととしている。

(2) 借入・貸付事業

平成25年度以前に機構が借入れし、担い手農家へ転貸している農地の契約期間満了までの間の管理を行う。なお、平成26年度以降の貸借は、農地中間管理事業で実施。

ア 国庫事業(賃借料一括前払は全国協会の無利息融資資金で対応した。)

耕作農地が1ha以上団地形成するよう、認定農業者が6年以上の貸借により農地集積を行う場合の支援。

イ 単独事業

国庫事業に該当しない場合で、機構の事業介入が必要な場合に実施。

支払方法	区分	件数		面積 (ha)	賃借料 (千円)	備考	
		借入	貸付				
国庫事業	一括前払	28 計画	8	24	128.5	3,119	出し手に対し機構が借地料を一括して前払いをした貸借。
		(27 計画)	(9)	(25)	(137.9)	(3,873)	
単独事業	年払	28 計画	205	87	157.4	9,672	広域で農地集積を行う岡野農場や国営造成地での支援が中心。
		(27 計画)	(271)	(111)	(184.3)	(10,925)	
単独事業	年払	28 計画	60	29	29.6	1,063	アグリ研修生の就農地確保等。
		(27 計画)	(73)	(38)	(32.9)	(1,324)	
合計		28 計画	273	140	315.5	13,854	
		27 計画	(353)	(174)	(355.1)	(16,122)	

IV 中海干拓農地に関すること

1. 基本的な方針

- (1) 県所有の干拓農地 30.1ha(彦名 12.6ha、弓浜 17.5ha)の管理を、県より委託を受け実施する。
- (2) 農家所有の干拓農地の貸借は、農地中間管理事業で実施し、県所有の干拓農地は、県が直接農家へ貸付けを行う。
- (3) 県所有及び農家所有の干拓農地の売買は、農業経営基盤法に位置づけられる特例事業により実施する。

2. 県所有中海干拓農地の維持管理(委託)

【予算額 3,068 千円 (3,061 千円 県単独補助 、7 千円機構単独)】

県所有の干拓農地の維持管理を県より委託を受けて行う。

区 分	内 容	予算額 (千円)	備 考
県有農地管理費	県所有農地 30.1ha の管理 草刈り等	2,789	①人件費 1,559 千円 (3名・0.4人役) ②草刈り等 1,230 千円
農地再生補完整備費	新規参入者に対する小規模 な修繕・補修	279	
合 計		3,068	

3. 中海干拓農地の貸借

(1) 農家所有の中海干拓農地の賃貸借 【事業計画は農地中間管理事業へ計上】

(2) 県所有の中海干拓農地の賃貸借

- ① 県所有の干拓農地は、県が直接耕作者に貸付ける。
- ② 未貸付け農地は、県の委託を受け機構が除草等の維持管理を行う。

4. 県所有の中海干拓農地の売買 【事業計画は特例事業へ計上】

県の方針に従い、県所有中海干拓農地の売渡しを行い担い手への農地集積を円滑化に進める。

区 分	平成26年度(実績)		平成27年度(実績)		平成28年度(計画)		
	区画数	面積(ha)	区画数	面積(ha)	区画数	面積(ha)	金額(千円)
彦名工区			1	0.3	1	0.8	1,941
弓浜工区	1	0.3	5	1.6	0	0	0